

相模原市ホームタウンチームに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に活動の拠点を置き、広く市内外での活躍が期待できるスポーツ団体を相模原市ホームタウンチームとして認定し、支援を講じることにより、スポーツ振興による効果的なまちづくりを図り、もって本市の良好な都市ブランドや都市イメージの構築、発信等シティセールスに関する活動の推進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 相模原市ホームタウンチーム(以下「ホームタウンチーム」という。)の対象となるスポーツ団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の良好な都市ブランドや都市イメージの構築、発信等シティセールスに関する活動に賛同し、協力する意思があること。
- (2) 市内に活動の拠点を置いていること。
- (3) 日本のトップレベルのリーグに属しているか、又は県域を越えた広域のリーグに属し、将来的にトップレベルでの活躍が期待できること。
- (4) チーム名に相模原又はこれに類する名称を付していること。
- (5) 積極的に市民交流や地域貢献等を行っていること。

(活動)

第3条 ホームタウンチームは、次に掲げる活動を実施するよう努めるものとする。

- (1) 本市の良好な都市ブランドや都市イメージの構築、発信等シティセールスに関する活動
- (2) 市民の一体感や誇りの醸成に関する活動
- (3) 地域活性化、新たなコミュニティの創出に関する活動
- (4) 競技人口及び観戦人口の拡大等スポーツへの関心の向上に関する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほかスポーツ振興によるまちづくりの推進に関する活動(申出等)

第4条 ホームタウンチームとして活動しようとするスポーツ団体は、相模原市ホームタウンチーム認定申出書に活動状況書を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、第2条各号のホームタウンチームの要件、当該申出スポーツ団体の活動状況等を確認し、ホームタウンチームとして認定するときはホームタウンチーム認定証を交付するものとする。

(認定期間)

第5条 ホームタウンチームの認定の期間は、認定の日から2年間とする。ただし、再認定を妨げない。

(市の支援)

第6条 市は、ホームタウンチームの活動状況に関する広報その他の必要な支援を行うものとする。

(様式)

第7条 この要綱の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ホームタウンチームについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。